

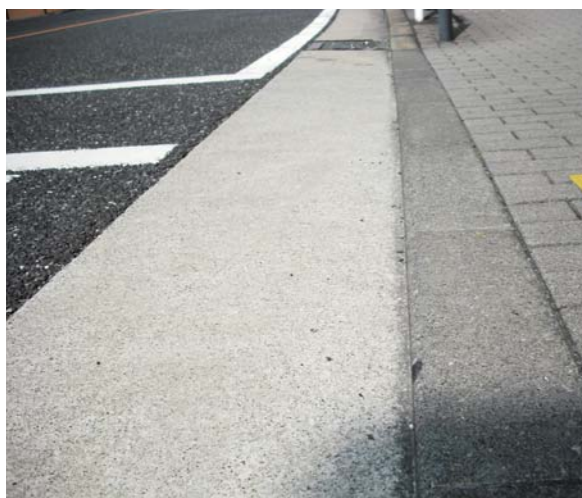
高齢者や障がい者にやさしい歩道や排水溝の基準により、誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進

問い合わせ先 川崎市建設緑政局計画部企画課

☎ 044-200-2765 ■ <http://www.city.kawasaki.jp/530/soshiki/10-2-1-0-0.html>



- 横断歩道に接続する歩道部分の段差などについて、市独自の基準を規定した条例を制定
- 車道と歩道の接続部分の段差縮小や、道路の排水溝の蓋を杖などが落ち込まない構造とするなど、高齢者や障がい者など誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進



段差 2cm の歩道。車いすなどの移動に支障(条例施行前)



歩道の段差が縮小され、円滑に移動できるようになった段差(条例施行後)



目の粗い排水溝の蓋。白杖やハイヒールなどが隙間に落ち込みやすく危険(条例施行前)



目の細かい構造となり、杖などが落ち込まなくなった排水溝の蓋(条例施行後)

取組の背景 歩道の段差などによる移動への支障が課題に

- 川崎市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障がい者などが安心して移動できるように、バリアフリー化を推進してきた。
- 従来、横断歩道に接続する歩道部分の段差は、国の省令基準により、全国一律に 2 cm と定められていたが、車いす利用者などから、「段差が支障となり移動するのが困難である」との指摘があった。
- また、道路に設けられる排水溝の蓋についても、目の粗い排水溝の蓋を用いていたことから、白杖(盲人安全杖)やハイヒールなどが隙間に落ち込みやすく危険であるなどの指摘がされており、福祉のまちづくりを進めている川崎市としては、こうした状況を改善することが課題となっていた。

取組の概要 歩道の段差縮小などに係る市独自の基準を規定

- 川崎市では、「川崎市福祉のまちづくり条例」に定める整備水準が、国の省令基準を上回る項目もあったことから、条例との整合を図りながら、障がい者団体や学識者などの意見を踏まえるため、まち歩き点検などを連携して行い、車いす利用者などの円滑な移動を可能にするため、必要に応じて段差を 2 cm 以下にする構造も可能とする市独自の基準を規定した「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」を平成 24 年 12 月に制定した。
- また、歩道及び横断歩道に設ける排水溝の蓋については、白杖(盲人安全杖)の先端やハイヒールなどが隙間に落ち込まないようにするため、条例において「杖等が落ち込まない構造とする」市独自の基準を規定した。

取組の成果 高齢者や障がい者も円滑に移動しやすい環境を整備

- 川崎駅周辺の道路について、障がい者団体などとともにまち歩き点検を行い、その結果を踏まえ車道と歩道の接続部分の段差を縮小した。また、排水溝の蓋を杖などが落ち込まない構造とするなど、高齢者や障がい者にとって、とても移動しやすい道路となり、誰もが安心して出かけられるようになった。
- 東京丸子横浜線などの新規整備箇所についても条例の構造基準を採用することにより、移動しやすい道路を整備した。

地方分権改革との関連

- 従来、横断歩道などに接続する歩道などについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成 23 年 8 月の第 2 次一括法により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、「横断歩道等に接続する歩道等に関する基準」が条例に委任され、省令が定める基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、川崎市は、平成 24 年 12 月、「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」を制定し、「必要に応じて段差を 2 cm 以下にする構造も可能とする」旨などを規定し、市独自の基準を明確化した(平成 25 年 4 月施行)。